

奈良県告示第百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に基づく貸付金の償還金に係る未収金

二 受託者の名称及び所在地

名称 ニッテレ債権回収株式会社

所在地 東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

三 委託事務の取扱期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで